

風 水 害 等 対 策 編

第1章

災害予防計画

第1節 計画の目的

【災害対策本部事務局】

- 災害の予防計画は、災害の発生を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図るための施設・設備の整備を進めるなど、万々に備える方針を明らかにする。
- 市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。
- 市は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。
- 市は、浜松市都市計画マスタープランによる都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、浜松市立地適正化計画に、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるよう検討する。
- 市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。
- 建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。
- ここに定めのない事項については、「共通対策編 第2章 災害予防計画」及び「浜松市水防計画書」による。

第2節 道路・橋梁・鉄道計画

【土木部】

1 道路・橋梁

- 国・市管理道路の防災対策として、交通危険個所の解消を図るため災害防除事業等を実施するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、事前交通規制の実施など災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通確保のため応急処置を実施する。
- 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

- 道路管理者は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、道路の途絶による被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

2 鉄道

- 東海旅客鉄道(株)は、新幹線における重要施設の浸水被害軽減のため、必要な対策を講ずるものとする。
- 遠州鉄道(株)は、鉄道線における重要施設の浸水被害が想定される箇所において必要な対策を講ずるものとする。
- 天竜浜名湖鉄道(株)は、路線沿線における危険箇所を把握するとともに、被害が懸念される箇所において必要な対策を講ずるものとする。

第3節 治水計画

【産業部、土木部、
上下水道部】

1 河川の整備

(1) 河川の現況

- 市内の主要河川・水路の概況(※1)は、次のとおりであり、これらには、排水機場など(※2)が設置されている。

区 分		流路延長	流域面積
一級河川	天竜川など 41 河川	385,470m	2,956.54km ²
二級河川	馬込川など 29 河川	190,790m	1,034.17km ²
準用河川	曳馬川など 66 河川	175,295m	179.215km ²
計	136 河川	751,555m	4,169.925km ²

- 平野部は、水田や畑として利用されており、水路が多数あるが、台地では自然環境、土地利用の状況から河川・水路が少ない。
- 一方、市中心部は雨水を取り入れる公共下水道である合流管が付設され、また都市下水路の整備が進んでいるが、宅地開発に伴う雨水の流出増加や主要河川の整備が十分に整っていないことから、集中した降雨時には水害の発生が懸念される。
- 一級河川天竜川は県下最大の河川であり、中山間地の地質は脆弱で崩壊地が多いことに加え、地形が急峻なため、土砂生産が活発な河川である。上流部及び一雲済川や安間川などの各支川は、流下断面不足等のため相当の降雨量により溢水や低地の浸水のおそれがある。
- 二級河川都田川は浜名湖に流入し、今切口から遠州灘へと注ぐ県内最大の流域面積を有する河川である。昭和 49 年七夕豪雨では、堤防が決壊し甚大な被害を生じた。支川の井伊谷川では、地形的狭さく部の上流に位置する浜名区引佐町において溢水による浸水被害が発生している。
- その他の流域でも都市化の進展により水田等が減少し、雨水の流出増加に伴い、浸水被害が発生している。

※1 河川・水路の概況/資料編12-1

※2 ポンプ場・排水機場の概況/資料編12-2、水門・ため池の概況/資料編12-3

(2) 整備計画

河川整備	・市内の河川・水路系統は、天竜川水系、都田川水系及び馬込川水系に大別される。一級河川天竜川(長さ 95km)は、上流域では急峻な地形と相まって台風・集中豪雨等には、過去幾度かの洪水による被害が発生している。 ・一方、天竜川の下流部は築堤河川であり、すでに完成しているが、洪水を安全に流下させるには継続した対策が必要である。 ・一、二級河川については、国又は県が策定する河川整備計画を基に、積極的な改修を促進するとともに、準用河川、普通河川及び排水ポンプ場の改修や係留施設の整備を計画的に推進する。 ① 天竜川の改修促進(国管理) 天竜川下流部は、すでに築堤が完成しているが、計画規模の洪水に対する整備は未だ不十分である。本市内に関係する重要水防箇所^(※3)について、今後なお一層の整備が必要である。 ② 天竜川ダム再編事業の促進 天竜川中下流部の洪水防御を図るため、利水専用の佐久間ダムに新たに治水機能を確保するとともに、土砂移動の連続性を図る天竜川ダム再編事業を促進する。 ③ 一、二級河川(県、市管理)の改修促進 本市域の県管理一級河川は 40 河川、延長 290km、二級河川は県管理 24 河川、市管理 5 河川、延長約 191km で、いずれも排水の根幹をなす重要河川^(※4)であり、改修を促進する。 ④ 準用河川の改修推進 本市は準用河川 66 河川、延長 175km の河川を管理しているが、市街地の進展に伴い、雨水の流出量が増加し、台風・大雨時に浸水・溢水被害が発生している。このため、市街地周辺の中小河川について、河道整備、局部改良の整備を推進し、浸水被害の軽減に努める。また、建設から年数を経ている河川堤防等については巡回調査を行い、災害時も考慮した各種の改修を進める。
流域の治水対策	・一、二級河川の整備計画と整合した河川改修を進めるとともに、排水路改修、ポンプ場や雨水調整池の整備等の流域の治水対策を推進する。 ・近年浸水被害が多発している地域は、浜松市総合雨水対策計画^(※5)に基づき、災害防止、治水対策を推進する。 ① 内水排除対策 ＜自然排水＞ 排水路、水門等の系統的な整備を促進する。 ＜ポンプ排水＞ 常に排水能力を維持するため、適切な維持管理を実施する。また、年々老朽化する施設を公共施設長寿命化基本方針により、長寿命化

※3 天竜川重要水防箇所/資料編 4-2

※4 県管理区間重要水防箇所/資料編 4-3

※5 重点対策エリアの位置図/資料編 6-8

	計画を策定し、更新時期の集中を避ける。 ② 雨水流出抑制 土地利用については、雨水の調整指導のほか、流域内に雨水貯留や浸透施設の設置又は普及を図り、治水安全度の向上に努める。 ③ 浸水想定区域の周知 市は、天竜川や安間川など浸水想定区域が示されている河川において、浸水想定区域ごとに、避難場所など避難のために必要な事項を地図に記載した^(※6)洪水ハザードマップ^(※7)の配付等を通して、市民への周知を図る。
--	--

※6 浸水想定区域内の地下街等/資料編 4-12

※7 ハザードマップ/資料編 23-1

(3) 下水道整備計画

- 本市の下水道事業は、昭和 34 年に旧市街地の浸水解消を当面の目標として事業に着手し、現在 10 箇所の終末処理場及び 4 箇所の農業集落排水施設^(※8)を運転している。
- それぞれの処理区域で管渠の建設を推進し、汚水処理のほか、浜松市総合雨水対策計画に基づく浸水対策に積極的に取り組んでいる。

※8 下水道終末処理場/解説・運用編 17-1

(4) 農地保全計画

- 農地の災害発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて土地の保全に資するため、農地防災事業及びかんがい排水事業の推進を図る。

(5) 海岸保全計画

- 浜松海岸の侵食は、昭和 35 年頃から始まり、47 年頃までの汀線後退は 200～300m にも達した。後背地には公共施設、住宅団地等があり、海岸保全対策は重要な課題となった。
- このため、昭和 35 年度より静岡県による局部改修事業が始められ、その後も建設省において昭和 46 年度までに海岸堤防(2,184m)を施工し、昭和 47 年度からは侵食対策として離岸堤の設置(6 基)等を行い、平成 2 年度に完了した。
- 今後は、国による天竜川ダム再編事業、県の海岸侵食対策事業の早期促進を強く要望するとともに、汀線の変化等を注意深く見守り、養浜等による海岸保全を促進する。

(6) 港湾・漁港整備計画

- 舞阪漁港は、県の漁港漁場整備長期計画に基づき整備が進められてきた。今後も整備を進め、漁港施設の安全性確保に努める。

(7) 高潮、高波、津波等予防計画

- 高潮、高波、津波等による災害の未然防止と軽減を図るため、国、県と協力して港湾、護岸等を整備するとともに、危険区域の実態を把握し、予防措置を講じるよう検討し、被害防止に努める。
- 遠州灘海岸や浜名湖に面している区域は、これまでも台風による高潮、高波、地震による津波の被害を受け、今後も被害を受けることが予想されるため、遠州灘海岸、浜名湖護岸の保全施設の補強整備を促進する。

2 ダムの管理

- ダム施設管理者は、ダムの洪水の発生等を防ぐため、洪水時の対策、通知・通報の方法、ダムの放流に関するダム管理を実施する。
- 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

3 連携体制の構築

- 水災については、国土交通省、県及び市町等が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための、密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第4節 土砂災害防除計画

【災害対策本部事務局、消防局、都市整備部、土木部、区本部】

- 土砂災害警戒区域等の災害の危険が予想される箇所を把握し、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定、防災情報の提供などソフト対策を実施するとともに、崩壊防止施設や砂防堰堤など土砂災害対策施設の整備などのハード対策を組み合わせて総合的な土砂災害対策を推進する。

1 現況・課題

- 土砂災害は、一定の降雨量に達した時に必ず発生するものではなく、事前に発生を予測することは極めて難しいため、土砂災害に対する予防対策として、崩壊防止施設の設置や避難体制の整備、危険箇所からの移転等を進める。
- 本市は、山地や丘陵地及びこれらに接近した住宅も極めて多いため、平常時から土砂災害による危険性を周知するなどの啓発指導に努める。

2 土砂災害対策(ハード対策)に係る各種の区域指定

土砂災害警戒区域 (土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊) (※2)	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害(可動閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。)を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するもの
砂防指定地 (※3)	下流域への土砂の流出を未然に防ぐための砂防設備を設置したり、治水上砂防のための一定の行為を禁止又は制限すべき土地

※2 土砂災害防止法第7条/県知事による指定

※3 砂防法第2条/国土交通大臣による指定

急傾斜地崩壊 危険区域 (※4)、(※5)	崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、崩壊の助長又は誘発を防ぐため一定の行為を制限すべき土地
地すべり等 防止区域 (※6)、(※7)	地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域)及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利益に密接な関連を有するもの

※4 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況/資料編 4-6

※5 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条/県知事による指定

※6 地すべり防止区域の指定状況/資料編 4-7

※7 地すべり等防止法第3条/国土交通大臣又は農林水産大臣による指定

※8 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定状況/資料編 4-8

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

※9 高齢者、障害者、乳幼児等

※10 要配慮者利用施設一覧表(浸水想定区域・土砂災害(特別)警戒区域内施設)/資料編 4-13

※11 「共通対策編第3章 第3節 組織・動員計画」による。

※12 災害時の配備体制とその基準/解説・運用編 2-1

※13 急傾斜地の地表水、湧水亀裂、竹木等の傾斜、人家等の破損等。

3 土砂災害のハード対策

- 県により急傾斜地崩壊危険区域に指定された場合には、県及び市は法に基づき急傾斜地崩壊防止施設の整備を図るものとする。

4 土砂災害のソフト対策

- 県により土砂災害警戒区域に指定された場合(※8)には、市は法に基づき警戒避難体制の整備を図るものとする。また、指定される見込みがある区域についても警戒避難体制の整備を図るよう努める。
- 土砂災害警戒区域内に、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者(※9)が利用する施設をいう。以下同じ。)であって、急傾斜地の崩落等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用して、その施設名称及び所在地を別に定める(※10)。また、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める(※11)。
- 重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、国又は県から市に対し、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報が提供されるため、市は関係機関と協力し、適切に対応する。

非常配備体制 (※12)	・ 気象予報・警報や降雨量、急な出水など、区域内の異常な現象等の情報をもとに、事前配備体制又は災害対策本部体制をとる。 ＜情報の収集＞ ① 危険区域を管轄する区役所のほか、引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山の支所(以下、これらを「支所」という。)、消防署及び消防団によるパトロール隊を派遣し、次の情報を収集する。 ・ 危険区域及びその付近における降雨量 ・ 危険区域内の災害のおそれのある異常現象(※13) ・ 住民及び滞在者の数等 ② 危険箇所周辺の局所的な降雨状況を把握し、土砂災害の予測のため、インターネットで公表される以下の情報の把握に努める。 ・ リアルタイムの防災気象情報(気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報) ・ 静岡県土砂災害警戒情報補足情報システム ・ 気象庁土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)
-----------------	--

	・ 静岡県土木総合防災情報インターネット公開サービス(通称サイボスレーダー) ・ 浜松市土木防災情報システム ・ 土石流の発生を検知するワイヤーセンサー ・ 地すべりの移動を把握する伸縮計 ＜情報の伝達＞ ・ 別に定める方法(※14)により、気象警報・注意報、雨量、避難指示等を住民や報道等の関係機関に伝える。
警戒又は避難を行うべき基準の設定	・ 警戒又は避難を行うべき基準は、土砂災害警戒情報等を参考にあらかじめ定めておき、迅速かつ的確な避難ができるよう、別に定める基準(※15)に基づき避難指示等を発令する。 ・ このほか、「地面やがけに亀裂ができる、斜面から水が吹き出す、地鳴りがする」等の土砂災害の前兆となる現象が生じている場合、自主的に警戒避難を行うことを住民に周知する。
要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	・ 土砂災害警戒区域内に位置し、その名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために緊急避難場所までの避難路等を記載した避難確保計画を作成し、必要な訓練を実施しなければならない。なお、当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者または管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。 ・ 市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。 ・ 市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 ・ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難のための訓練を行わなければならない。 ・ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。
防災知識の普及・防災訓練	・ 土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難施設、その他の避難場所、その他の避難経路に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するために、これらの事項を住民と協力して記載したハザードマップ等の作製・配付など必要な措置を講じる。

※14 「共通対策編 第3章 第3節 組織・動員計画」による。

※15 「共通対策編 第2章 第6節 住民の避難体制」による。

	・ 講演会、講習会、見学会等を開催し、土砂災害警戒区域等の周辺の住民に対し防災知識の普及に努める。 ・ 土砂災害の危険のおそれがある地域住民に対し、土砂災害への危険性が高まった際の警戒・避難を促すため、危険区域、発生原因、雨量等の情報を提供する。 ・ 避難経路・緊急避難場所等の所在、サイレン、電話連絡網等住民への情報伝達方法、避難のためのマニュアルを周知する。 ・ 土砂災害防止月間(6月)に自主防災組織を中心に、地域の実情にあった防災訓練を実施する。 ・ 訓練は、突然発生する土砂災害を想定するものとし、台風・梅雨前線豪雨等を想定した避難・情報伝達等訓練など、県の指針を参考に、避難行動要支援者にも配慮し、実施する。
--	--

5 周辺の土地利用規制

がけ付近の建築物の建築規制 ^(※16)	・ 2メートルを超えるがけの近くに建築する場合には、擁壁の設置や建物を鉄筋コンクリート造等とする等、がけ崩れに対して安全対策を講じなければならない。
砂防指定地	・ 砂防指定地内においては、砂防堰堤、護岸工事等の砂防施設を損傷する行為が禁止されており、施設や工作物の新築、改築、竹木の伐採や運搬方法、土地の形状を変更する行為等には制限が付くことがある。
地すべり防止区域	・ 地すべり防止区域の指定地内においては、地下水や地表水の流れに影響を及ぼす場合、その土地を切土や掘削などで改良する場合やその土地に施設の新設又は改良を行う場合などには制限が付くことがある。
急傾斜地崩壊危険区域の指定 ^(※17)	・ 急傾斜地崩壊危険区域の指定地内においては、水の放流、工作物の設置、立竹木の伐採等、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為が制限される。また、知事から防災措置の勧告、改善措置の命令等が出されることがある。
災害危険区域の指定 ^(※18)	・ 急傾斜地崩壊危険区域及びその他危険の生じるおそれがあるとして指摘された災害危険区域においては、がけに対する安全で適正な防災措置が施されない限り、住居の用に供する建築物の建築は原則的に禁止されている。
土砂災害特別警戒区域の指定 ^(※19)	・ 土砂災害特別警戒区域の指定地内においては、特定開発行為をする場合、知事の許可を受けなければならない。 ・ 土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物の建築をする場合は、想定される土石等の衝撃があっても破壊が生じない構造としなければならない。
宅地造成工事規制区域の指定 ^(※20)	・ 宅地造成に伴い、がけ崩れや土砂流出のおそれが著しい区域を宅地造成工事規制区域として指定し、この区域内で行われる一定の宅地造成に関する工事について、災害の防止のため必要な規制を行う。

※16 静岡県建築基準条例による。

※17 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく知事指定。

※18 静岡県建築基準条例による。

※19 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく。

※20 宅地造成等規正法による。(宅地造成及び特定盛土等規制法の運用開始までの扱い)

	・ 指定された区域内で一定の宅地造成工事を行う場合は、市長の許可が必要であり、擁壁あるいはがけ面等が危険な状態になった場合、勧告、改善命令等を発することがある。
宅地造成等 工事規制区 域 ^(※21)	・ 市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域 ・ 一定規模以上の盛土、切土、土石の堆積を行う場合は、工事に着手する前に許可が必要となり、その工事は技術的基準に従い、災害を防止するために必要な措置が講ぜられたものでなければならない。
特定盛土等 規制区域 ^(※21)	・ 市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域 ・ 一定規模以上の盛土、切土、土石の堆積を行う場合は、工事に着手する前に許可が必要となり、その工事は技術的基準に従い、災害を防止するために必要な措置が講ぜられたものでなければならない。
都市計画区域 ^(※22)	・ 都市計画区域内において、急傾斜地崩壊危険区域(災害危険区域)を含むときは、一定の条件を除き、開発行為は許可されない。

※21 宅地造成及び特定盛土等規制法による。(令和7年5月26日運用開始予定)

※22 都市計画法による。

6 市の助成

- がけ地の崩壊等の危険性の高い住宅を安全な土地に移転させ、危険住宅の解消を促進するため、必要な助成^(※23)を行う。

※23 がけ地近接等危険住宅移転事業

第5節 山地・林道災害防除計画

【産業部】

- 治山事業は、荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において、間伐などの森林整備や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図るものであり、国、県に対して計画的な事業実施を要望していく。
- 地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所は、山地災害危険地区として国および県が設定し情報を提供している^(※1)。
- 市は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。
- 本市では県とともに、山地災害対策として、治山パトロール等により、治山施設の点検や山地災害危険地区の周知及び保安林機能の状況を確認するなど、災害危険箇所の早期発見と災害発生 of 未然防止に努めている。
- 林道の多くは、急峻な地形に開設されているため、幅員も狭く、急なカーブの箇所や落石等の危険な箇所もある。このため、計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。

※1 関東森林管理局ホームページおよび天竜森林管理署ホームページ。

第6節 倒木被害防除計画

【災害対策本部事務局】

- 市は、県、電気事業者及び電気通信事業者と協力し、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努める。

第7節 避難情報の事前準備計画

【災害対策本部事務局、健康福祉部、土木部、区本部】

- 原則として「共通対策編 第2章 第6節 住民の避難体制」による。
- 市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難判断・伝達マニュアル」を作成する。具体的な避難情報の発令基準の設定に当たって、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、策定した避難情報の発令基準に基づき運用する。また、安全な場所にいる人まで緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。
- 市は、「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」の避難情報の発令を行い、住民の迅速かつ円滑な避難を支援する。また、避難指示等の伝達文に5段階の警戒レベルを明記し、危険の切迫性に応じて内容を工夫するなど住民の積極的な避難行動の喚起に努める。
- 避難指示等が発令された際に、住民等が適切な避難行動をとれるよう、日頃から以下の点について住民への周知に努める。
 - ・ 緊急避難場所は洪水、地震、津波等の災害種別に応じて指定しており、発生するおそれのある災害に適した緊急避難場所を避難先として選択すること。
 - ・ 避難情報が発令された場合の避難行動としては、緊急避難場所、親戚・知人宅をはじめとした近隣の安全な場所への移動（立ち退き避難・水平避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階にとどまる（退避）等により「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行うべきこと。
 - ・ 避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要がないこと。
 - ・ 警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと。

1 避難指示等発令の判断・実施基準／水害・高潮災害・土砂災害

- 避難指示等の発令について、水害・高潮災害は「避難指示等の判断・伝達マニュアル」の水害・高潮編により、土砂災害は同マニュアルの土砂災害編により判断する。

8 節 避難誘導体制の整備計画

- 「共通対策編 第2章 第6節 住民の避難体制」に準ずる。

【災害対策本部事務局、健康福祉部、土木部、区本部】

第9節 防災知識の普及計画

- 「共通対策編 第2章 第4節 防災知識普及計画」に準ずる。

【災害対策本部事務局】

第10節 自主防災活動

- 「共通対策編 第2章 第8節 自主防災組織の育成、第9節 事業所等の自主的な防災活動」に準ずる。

【災害対策本部事務局、消防局】

第2章

災害応急対策計画

第1節 計画の目的

- 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、災害の発生を防御し、災害の拡大を防止するための措置について定める。
- ここに定めのない事項については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画」及び「浜松市水防計画書」による。

【災害対策本部事務局】

第2節 市災害対策本部

【災害対策本部事務局、区本部】

1 災害対策体制

- 本市の地域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、風水害警戒態勢、事前配備体制及び災害対策本部^{※1}体制をとる。

《風水害警戒態勢》

- 台風等により、24時間以内（接近予測が休日の場合は48時間以内）に、本市に大規模な風水害が発生する可能性が高いと市長が判断した時は、風水害警戒態勢をとる。
- 風水害警戒態勢は、台風等の接近時には、必要に応じて市民への広報を実施するほか、全ての部署において職員に注意喚起を促し、所管業務の中で情報収集及び災害予防対策を講じる。台風等の通過後は、所管業務の中で被害情報の収集及び災害復旧対策を講じる。

※1 災害対策基本法第23条の2
○気象業務法第13条及び同施行令第4条

《事前配備体制》

種別	体制 ^{※2}	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)
台風 大雨 洪水 暴風 大雪 等	情報収集体制	・大雨、洪水、大雪注意報のいずれかが発表されたとき など	危機管理課、秘書課 (組織としての政策補佐官を含む)、土木部(地震、大規模事故除く)/区振興課/行政センター/支所
	災害対策準備室	・大雨、洪水、暴風、大雪、高潮警報のいずれかが発表されたとき	情報収集体制の関係各課に加えて 広聴広報課、国際課(風水害に限る)、産業部(農林水産部局)、健康福祉部(福祉部局)、公園管理事務所、土木部、上下水道部、消防局、学校教育部
	災害対策連絡室	・風水害により、避難情報を発令したとき	災害対策準備室の関係各課に加えて 災害11部の代表課及び情報システム課、人事課、アセットマネジメント推進課、財務部(税務

※2 災害時の配備体制とその基準/解説・運用編2-1

			担当)、生活衛生課、環境部
--	--	--	---------------

- 災害対策準備室及び連絡室は、本庁にあっては危機管理センターに置き、その他、区役所、行政センター及び支所に開設する。
- 危機管理課、各区区振興課、行政センター及び支所は、必要に応じ関係課に気象情報等を通知する。関係課は、被害状況等を速やかに収集し、逐次、危機管理課、各区区振興課、行政センター及び支所に報告する。

《災害対策本部体制》^(※3)

種別	体制 ^(※4)	配備の判断基準	配備職員 (本庁/区/行政センター、支所)
台風 大雨 洪水 暴風 大雪 等	警戒体制	台風の接近など、近い将来に相当な被害の発生が見込まれ、その対策のため災害対策本部を設置する必要があると市長が認めるとき	事前配備体制の関係各課に加えて 災害対策本部員、 その他災害 11 部及び 区/地域本部が必要と判断した職員
	災害対策本部体制	・大雨、暴風、大雪、波浪、高潮特別警報のいずれかが発表されたとき ・台風等の風水害により、緊急安全確保を発令したとき	原則として全職員 (ただし、災害 11 部や 区/地域本部にて被害状況等を確認の上、 配備人員を決定することができる。)

※3 災害対策基本法第 23 条の 2 に基づき設置。
※4 災害時の配備体制とその基準/解説・運用編 2-1

- 災害対策本部の体制
 - ・「共通対策編 第 3 章 第 3 節 組織・動員計画」に準ずる。
- 本部会議
 - ・「共通対策編 第 3 章 第 3 節 組織・動員計画」に準ずる。
- 災害対策本部区本部、地域本部、現地災害対策本部
 - ・「共通対策編 第 3 章 第 3 節 組織・動員計画」に準ずる。

2 職員の配備基準及び体制

- 「共通対策編 第 3 章 第 3 節 組織・動員計画」に準ずる。

第 3 節 情報の収集、伝達計画

- 原則として、「共通対策編 第 3 章 第 7 節 情報の収集、伝達計画」に準ずる。
- 静岡地方気象台及び消防庁からの気象等の予報及び警報の収集及び伝達は通信情報網図による。
- 本市における気象等の予報、警報等の種類及び発表基準は、別紙のとおり^(※1)とする。
- 土砂災害警戒情報については、静岡県と静岡地方気象台が共同で発表する。
- 水防活動の利用に適合する(水防活動用)警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。
- 気象等の特別警報、津波特別警報に位置付けられる大津波警報について通知を受けたとき又

【災害対策本部事務局、消防局、土木部】

※1 気象等の予報及び警報/資料編 5-2

は自ら知ったときは、直ちに住民、漁業・港湾関係者及び海水浴客等に対して、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、防災ホットメール、SNS 及び防災行政無線等、あらゆる手段をもって緊急に避難指示等を伝達する。

- 天竜川下流の水防警報については、国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所長が発表する^(※2)。また、都田川(井伊谷川を含む。)については、静岡県浜松土木事務所長が発表する^(※2)。
- 天竜川下流の指定河川洪水予報については、国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所と静岡地方気象台が共同で発表する^(※3)。また、都田川については、静岡県浜松土木事務所と静岡地方気象台が共同で発表する^(※4)。

※2 水防法第16条第1項

※3 水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項

※4 水防法第11条第1項、象業務法第14条の2第3項

第4節 災害広報計画

【災害対策本部事務局、土木部】

- 「共通対策編 第3章 第8節 災害広報計画」に準ずる。

第5節 避難救出計画

【災害対策本部事務局、消防局、市民部、健康福祉部、産業部、土木部、区本部】

- この計画は、風水害等における避難指示等の発令判断・実施及び解除基準を定めるものである。

1 避難指示等発令の判断・実施基準／水害・高潮災害・土砂災害

- 避難指示等の発令について、水害・高潮災害は「避難指示等の判断・伝達マニュアル」の水害・高潮編により、土砂災害は同マニュアルの土砂災害編により判断する。

第6節 水防計画

【災害対策本部事務局、消防局、土木部】

- 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項については、「共通対策編 第3章 第27節 水防計画」「浜松市水防計画書」に規定する。